

# 第10章 世代間資産移転税制が贈与行動に与える影響

## —先行研究の展望と集計データに基づく分析—\*

法政大学経済学部准教授

濱 秋 純 哉<sup>†</sup>

### 要 旨

本稿では、世代間資産移転税制が人々の贈与行動に与える影響についての実証研究の展望と集計データに基づく分析を行った。まず、先行研究の展望を通じて、遺産税（あるいは相続税）増税により税負担を回避あるいは軽減するための子への贈与が増加するという実証結果が多く得られていることが分かった。ただし、利用可能な贈与の非課税枠を使い切るほどの贈与は行われていないことも指摘されている。つぎに、「国税庁統計年報」の集計データに基づき、贈与税や相続税を対象とする過去の税制改正が贈与行動に与えた影響を分析した。具体的には、税制改正に対し、贈与や相続による取得財産額、取得者数、納付税額がどのように変化したか確認した。その結果、2001年の贈与税の基礎控除引き上げ、2003年の相続時精算課税制度の創設、2015年の相続税増税のいずれ

\*本研究は、公益財団法人日本証券経済研究所「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」の成果である。研究会座長の井堀利宏先生（政策研究大学院大学）をはじめ、研究会委員の先生方から多くの有益なコメントを頂いたことに感謝申し上げます。また、岩本光一郎先生（愛知東邦大学）、新関剛史先生（愛媛大学）、堀雅博先生（一橋大学）、村田啓子先生（東京都立大学）からは、データ分析について多くのアドバイスを頂いた。記して感謝申し上げます。本研究の実施に当たり、JSPS 科研費19K01703から研究費の助成を受けた。論文に残された誤りについてはすべて著者の責任である。

† E-mail : hamaaki@hosei.ac.jp

でも贈与が増加したという結果が得られた。したがって、人々は贈与と相続の税負担を考慮して世代間資産移転の意思決定を行っていることが示唆される。

## I. はじめに

2019年9月に公表された政府税制調査会答申「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」で、「資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」の重要性が指摘された。そこでは、少子化によって相続人数が減少することで一人当たり相続額が増加し、親世代の資産格差が子世代に引き継がれやすくなる可能性に対して懸念が表明された。その上で、格差の固定化を防ぎながら、若年世代の消費喚起のために高齢層に遍在する金融資産をいかに資産移転していくか検討していく必要があると述べられている。

しかし、日本では贈与税や相続税が人々の行動に与える影響について定量的なエビデンスが乏しく、今後の税制のあり方を検討するための材料が不足していると思われる。そこで、本稿では、まず主にアメリカを対象に行われてきた実証研究の結果を展望し、世代間資産移転税制が贈与行動に与える影響についての過去のエビデンスを整理する。つぎに、「国税庁統計年報」の集計データを用いて、2000年代に起こった贈与税や相続税の負担の変化に対し、贈与や相続による取得財産額、取得者数、納付税額がどのように変化したか分析する。「国税庁統計年報」の対象となるのは、贈与税や相続税が課されるような高額な贈与や相続を受け取った者であるが、研究機関の行う各種アンケート調査の対象にこれらの人々はあまり多く含まれない。上記税制改正の影響を強く受けるのはこのような多額の資産を有する人々であるため、このデータに基づいて過去の税制改正に対する人々の反応を定量的に分析することには大きな価値があるといえよう。

結果の概略は以下の通りである。まず、先行研究を展望したところ、遺産税（あるいは相続税）の負担が増加すると贈与が増加するという実証結果が多く得られていることが分かった。ただし、利用可能な贈与の非課税枠を使い切るほどの贈与は行われていないことも指摘されている。つぎに、「国税庁統計年報」の集計データを用いた分析を行ったところ、2001年の贈与税の基礎控除引き上げ、2003年の相続時精算課税制度の創設、2015年の相続税増税によって、贈与が増加したことを示唆する結果が得られた。したがって、人々は贈与と相続の税負担を考慮して世代間資産移転の意思決定を行っていることが示唆される。これは、諸外国で確認されている、遺産税（あるいは相続税）の負担の変化が贈与行動に影響を与えるという結果と整合的である。

本稿の構成は以下の通りである。Ⅱ節では関連する先行研究を展望する。Ⅲ節では日本の相続税と贈与税の概要とその改正について説明し、Ⅳ節で税制改正が贈与や相続に与える影響を予想する。Ⅴ節では分析に用いる集計データを説明し、Ⅵ節でデータ分析の結果を示す。最後にⅦ節で結論を述べる。

## Ⅱ. 先行研究の展望

遺産税（あるいは相続税）が家計行動に与える理論的な影響として、遺産額の減少が考えられる（Gale and Perozek, 2001; Cremer and Pestieau, 2006; Kopczuk, 2013）<sup>1)</sup>。これに関する実証研究として、Holtz-Eakin and Marples (2001), Kopczuk and Slemrod (2001), Joulfaian (2006), Jappelli et al. (2014), Goupille-Lebret and Infante (2018), Glogowsky (2021) などが挙げられる。これらの先行研究では遺産税率（あるいは相続税率）に対する遺産額の弾力性はおよそ $-0.2 \sim -0.1$ と比較的小さな値が推定されている。遺産税（あるいは相続税）が遺産額に影響を与えるメカニズムは、貯蓄の減少と子（や孫）への贈与の増加などが考えられ、以下では後者の贈与の

増加についての実証研究の動向を展望する。

## 1. 海外の先行研究

アメリカの遺産税が贈与行動に与える影響を分析した初期の研究として、McGarry (2000), Poterba (2001), Page (2003), Joulfaian and McGarry (2004) などが挙げられる。アメリカでは、1977年以降は贈与と遺産に対する税制が統合されているものの、贈与の方が税制上優遇されているため、贈与を行うことで遺産税の負担を軽減できることが知られている。贈与に対する優遇の例としては、贈与を行う者と受け取る者一組につき年間約1万ドルまでの贈与が非課税で行えること、遺産よりも贈与に対する実効税率が低いこと、贈与と遺産に対する基礎控除はインフレが進んでも増加しないためインフレ下では早めに贈与した方が税負担を回避できることなどが挙げられる<sup>2)</sup>。上記の先行研究ではこの事実を踏まえて、遺産税の課税対象となるような保有資産額の大きい人々が、実際に贈与を行って税負担の軽減を図っているか分析している。

McGarry (2000) は、Health and Retirement Study (HRS) と Asset and Health Dynamics Study (AHEAD) に基づいて分析した。McGarry の分析では、保有資産額が大きい回答者ほど贈与を行う傾向が見られるため、遺産税の負担を軽減するために贈与をするという予想と整合的である。しかし、より多くの贈与を税負担なしで行うことが可能であるにもかかわらず、それが行われていないことも指摘されている。Poterba (2001) は Survey of Consumer Finances (SCF), Joulfaian and McGarry (2004) は HRS, AHEAD, 税務統計 (の個票) に基づいて分析を行い、McGarry と同様の結果を得ている。

Poterba と Joulfaian and McGarry は、遺産税節税のための贈与が少ない理由を明らかにするために多くの追加的な分析を行っている。Poterba は、子供のいない世帯がデータに含まれることで贈与がそれほど行われていないように見える可能性を指摘し、子供のいる世帯のみに対象を限定した分析も

行っている。しかし、贈与を行う世帯の割合はほとんど高まらなかった。他に、単年で見れば贈与する世帯の割合が低くても、数年に一度の頻度で定期的に贈与している可能性を排除できないことも指摘している<sup>3)</sup>。しかし、世帯主が65歳以上で遺産税の（当時の）課税最低限の4倍である240万ドルを超える資産を保有する世帯は毎年贈与を行わなければ遺産税節税の効果が乏しいにもかかわらず、一年に贈与する世帯の割合は5割に満たない。したがって、単年のデータを分析対象としていることが、贈与する世帯の割合が低い原因であるとは必ずしも言えない。

一方、Joulfaian and McGarry (2004) は、HRS と AHEAD のパネルデータの特長を活かして分析を行い、ある調査年に贈与すると次回以降の調査でも贈与する確率が（裕福な回答者については）高いという結果を得た。また、死亡年が近付くほど遺産税を避けるために贈与がより活発に行われるという結果も得ており、遺産税節税の観点から合理的な行動がとられていると結論付けられた。遺産税節税のための贈与が不十分である（ように見える）理由は完全には解明されていないものの、遺産税の節税を目的とした贈与が行われているといえる<sup>4)</sup>。

しかし、これらの結果から直ちに遺産税の負担の増加が子への贈与を増やすという因果関係があると断定することはできない。なぜなら、保有資産額の大きい裕福な親は遺産税の負担がなくても、子にたくさん贈与する可能性があるからである<sup>5)</sup>。Page (2003) や Bernheim et al. (2004) はこの内生性の問題に対処するために、SCF に基づいて州レベルの遺産税（あるいは相続税）の負担の違いが贈与行動に与える影響を分析した<sup>6)</sup>。Page は、各世帯の居住する州、世帯構成、世帯の保有資産額に基づいて、世帯が直面する相続税の限界税率を計算し、これと贈与額の関係进行分析した。そして、相続税の限界税率が上がると贈与額が有意に増加し、その効果は世帯主が65歳以上のサンプルの方が25歳以上のサンプルを対象とした場合よりも大きいという結果を得た。

Bernheim et al. (2004) は、1997年に行われたアメリカの税制改正による

遺産税の税額控除引き上げの影響が、世帯の保有資産額によって異なることを利用して遺産税が贈与行動に与える影響の識別に取り組んだ。具体的には、世帯を（１）税制改正の影響を受けない（改正の前も後も遺産税非課税）グループ、（２）改正前は遺産税の課税対象だが改正後は非課税のグループ、改正前も改正後も遺産税の課税対象のグループの三つに分けて差の差推定（Difference-in-Differences estimation）を行った。二つ目のグループは遺産税の負担がなくなるため、遺産税節税のための贈与が不要となるはずであり、贈与を行う確率の低下が予想される<sup>7)</sup>。推定結果によると、予想通り二つ目のグループで1997年の税制改正後に贈与の確率が約10-14%ポイント低下しており、遺産税負担の外生的な変化に対して贈与行動が反応することが示唆される結果となっている。

## 2. 日本の先行研究

日本では相続税が贈与に与える影響を分析した研究はまだ少ないが、近年いくつかの研究が行われている。貴重な先行研究の一つである Niimi (2019) は、ゆうちょ財団が2013年に実施した「家計と貯蓄に関する調査」の個票データを用い、2015年の相続税の基礎控除引き下げに対する回答者の反応（消費、贈与、何もしない）を、各回答者の遺産動機の違いに着目して分析した。その結果、利他的動機を持つ者は贈与を増やすと答える傾向が見られたが、交換動機を持つ者は消費を増やすと答える傾向が見られた。ただし、分析に用いられたデータは回答者の実際の行動ではなく、将来の相続税の基礎控除引き下げに際して自分がとると予想される行動であり、両者が異なるかもしれない点には留意が必要である。

相続税増税に対する回答者の実際の行動を分析した研究としては野村(2020)が挙げられる。野村は、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」の2010年～2016年の個票データを利用し、2015年の相続税増税後に、贈与が家計の貯蓄率に与えた影響を推定した。もし家計が増税を回避するために贈与を増加させるなら、贈与が貯蓄率に負の影響を与えるとい

うのが背後にある仮説である。推定の結果、全期間を通じて贈与額は貯蓄率を有意に低下させるものの、増税後の期間に贈与額の追加的な影響は見られなかった。このことから、相続税を回避するための贈与は必ずしも日本では一般的ではないと結論付けられている。

### 3. 小括

先行研究の結果をまとめると、遺産税（あるいは相続税）を節税するための贈与は行われていると思われるが、必ずしもその規模は大きくない可能性がある。とくに、アメリカの研究では、保有資産額の大きい裕福な世帯が遺産税（あるいは相続税）節税のために贈与の非課税枠を使い切っていないことが指摘されている。先行研究ではこの理由は明らかになっていないが、通常の贈与（暦年贈与）以外の節税（あるいは脱税）手段の存在が一つの説明になるかもしれない。たとえば、外国（とくにタックスヘイブン国）への資産の移動を通じた租税回避は、国際的な協力（たとえば、共通報告基準[CRS]の導入など）によって監視が強化されているものの、抜け穴を利用した資産の移動が後を絶たないことが指摘されている（Johannesen and Zucman, 2014; Menkhoff and Miethe, 2019; Casi et al., 2020など）。

## Ⅲ. 日本の世代間資産移転税制とその改正

### 1. 日本の相続税と贈与税の概要

遺産相続への課税方式には遺産税方式と遺産取得税方式があり、前者では遺産総額に課税した後に残った額を相続人の間で分割するが、後者では各相続人が取得した額に個別に課税される。アメリカの連邦税などでは遺産税方式が採用されているが、日本の相続税は両方式のハイブリッド型である。日本の相続税では、まず法定相続通りに遺産分割したと仮定して税の総額を求め、それを実際の相続割合に基づいて按分することで各相続人の納税額が決

まる。なお、相続税を計算する際には、法定相続人の人数に応じた基礎控除を遺産から差し引くことができる。また、各相続人の納税額を計算する際には超過累進税率が適用される。

贈与税は、贈与を受けた個人（受贈者）に対して課される税で、受贈者が暦年課税と相続時精算課税制度から課税方法を選択できる。暦年課税には110万円の基礎控除があり、贈与の受取額のうち110万円を超える部分に超過累進税率が適用される。相続時精算課税制度は、贈与と相続でそれぞれ受け取った財産を通算し、親の死亡時に相続税の税率表に基づいて課税額が決められる制度である。親の保有する財産が相続税の基礎控除以下となることが見込まれる子にとっては、税負担なしで自由に資産移転のタイミングを選べる利点がある。一方、親が相続税の基礎控除を上回る財産を保有する場合には、子が相続時精算課税制度を選ぶと、親から毎年贈与を受け取ることによる相続税の節税ができなくなり税負担が増える。また、いったんこの制度を選ぶと暦年課税に戻すことができなくなるというデメリットもあるため、この制度は広く利用されているわけではない。

## 2. 2015年の相続税と贈与税の改正

つぎに、2015年1月に実施された相続税と贈与税の改正の概要を説明する。まず、相続税の改正内容は、(1) 基礎控除額の「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」から「3,000万円+600万円×法定相続人数」への4割引き下げ、(2) 相続人の取得金額2億円超の部分に対する限界税率の引き上げ、(3) 未成年者と障害者に対する税額控除の引き上げ、(4) 小規模宅地等の特例が適用される限度面積の拡大の四つである。このうち(1)と(2)は相続税の負担を増やすが、(3)と(4)は相続税の負担を減らす。しかし、前者の方が後者よりも影響が大きく、両者の影響をトータルで考えれば、相続税増税がなされたと考えられる<sup>8)</sup>。実際、死亡者数に占める相続税課税対象者の割合の推移を見ると、2014年から2015年にかけて4.4%から8.0%へと約1.8倍となっている。

つぎに、贈与税の改正については、(1) 相続時精算課税制度を利用して贈与を行う者の年齢要件の引き下げと、同制度を用いて贈与を受け取ることができる者への孫の追加、及び(2) 税率構造の変更である。先述したように、相続時精算課税制度の利用者は元々それほど多くない上に、相続税の課税対象となるほど高額な財産を保有している親を持つ人々にとっては、贈与・相続が通算されることにより暦年贈与で税負担を減らすことができなくなるため、この制度を利用する誘因は乏しい。したがって、改正により増えた相続税の負担を回避するためにこの制度を利用しようとする者は少ないはずである。(2) の税率構造の変更については、贈与の課税価格が低い部分に対する限界税率は引き下げられた一方、最高税率は50%から55%へと引き上げられたため、増税になるか減税になるかは贈与額に依存する。

2015年の相続税と贈与税の改正のうち、人々の行動に最も大きな影響を与えるのは相続税の基礎控除額の引き下げと限界税率の引き上げであろう。とくに、保有資産額の大きい人ほど相続税の増加額も大きいため、このような負担の変化を人々が認識していれば、相続税負担を回避するために贈与を増やした可能性がある。

#### IV. 税制改正の影響

本稿では「国税庁統計年報」の集計データを用い、贈与税と相続税の負担が変化するような過去の税制改正に対し贈与がどのように変化したか分析する。対象となる税制改正は、2001年に行われた60万円から110万円への贈与税の基礎控除引き上げ、2003年の相続時精算課税制度の創設、2015年の相続税増税である。これらの改正はすべて贈与税の負担を相続税と比べて軽くするため、(相続税と比べた) 贈与税の負担が贈与を抑制していたなら、改正後に贈与の取得額、取得者数、贈与税納付額に変化が見られるはずである。

しかし、各税制改正が人々の贈与行動に与える影響は一律ではないことが予想される。まず、贈与税の基礎控除引き上げや相続時精算課税制度の創設

はより多くの資産を税負担なしに贈与することを可能にするため、改正以前に贈与税の負担を考慮しながら贈与していた人々は贈与額を増やす可能性がある。しかし、それまで贈与を行ってこなかった人々は、改正が行われてより多くの贈与を税負担なしに行えるようになっても行動は変わらないはずである<sup>9)</sup>。したがって、2001年と2003年の改正は、元々贈与していた人々の贈与額を増やす効果を持つが、贈与する人（及び贈与を受ける人）の数には大きな影響を与えないと考えられる。一方、2015年の相続税増税では相続税の課税対象者が増えたため、それまで贈与していなかった人々も相続税を避けるために贈与し始めた可能性がある。したがって、相続税増税のアナウンス後に贈与する人（及び贈与を受ける人）が増えた可能性がある。この相続税増税による贈与額の変化については、「国税庁統計年報」の対象となる贈与は課税対象となるような一定額を超えるものであるため、新たに贈与し始めた人の贈与額と、相続税負担の増加に直面した富裕層の贈与額の変化の大きさに依存して決まる。

一方、贈与と異なり相続は税負担が変化してもタイミングを大きく変えることができないため、もし贈与による相続税負担の軽減や回避が行われなければ、相続税増税によって相続を通じて相続人が取得する財産の一人当たり課税価格が減少、取得者数が増加、納付税額が増加することが予想される。しかし、実際には贈与による相続税の回避や資産価格の変化もこれらの動きに影響を与えるため、それを踏まえて分析結果を解釈する必要がある。

## V. データ

この節では、次節の分析で用いる「国税庁統計年報」の集計データについて説明する。「国税庁統計年報」は国税に関する基礎統計であり、国税の申告、賦課、徴収などに関する計数の情報が記載されている。贈与税については、各年中（1月1日～12月31日）に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について翌年の6月30日までの申告または処理の事績に基づく課税状

況が示されている。相続税については、各年中に相続または遺贈により財産を取得した者について、翌年の10月31日までの申告または処理の事績に基づく課税状況が示されている。

「国税庁統計年報」から贈与税と相続税について、取得した財産の価額（相続については課税価格）、取得した人数、納付税額がそれぞれ分かる。本稿では2000年代の贈与税と相続税の相対的な負担の変化が家計の贈与行動に与えた影響を分析するため、1995年以降のデータを対象として分析を行う。なお、贈与税については、2003年以降は、暦年課税分と（この年に導入された）相続時精算課税分を合算した取得財産の価額、取得者数、納付税額となっている。

「国税庁統計年報」の集計データは課税対象となった贈与がすべて含まれるため、個票データではとらえにくい富裕層の贈与を分析対象にできることは大きな利点である。子や孫への資産移転が奢侈財なら世代間資産移転は富裕層で多く行われるはずであり、「国税庁統計年報」は本稿の分析目的に適したデータと言えよう<sup>10)</sup>。

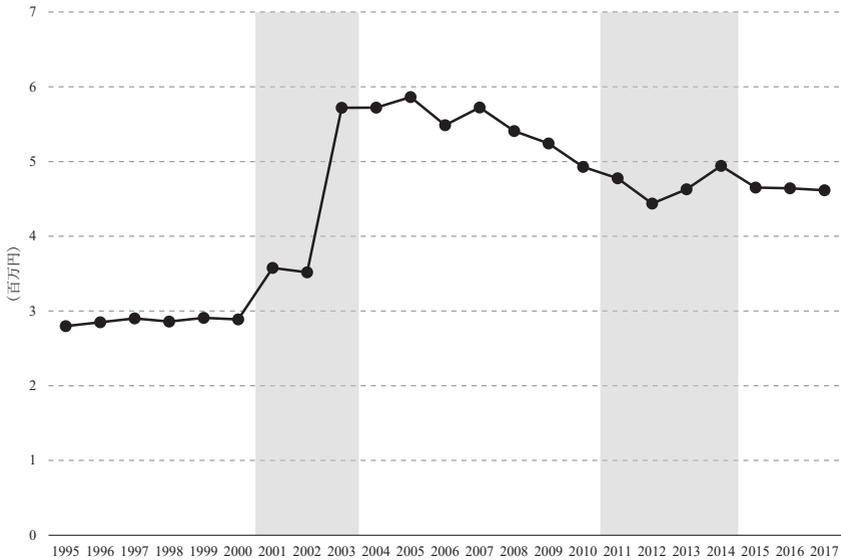
## VI. 分析結果

この節では、「国税庁統計年報」の集計データに基づいて税制改正に対する贈与と相続の反応を見ることで、税負担の変化が贈与行動に与える影響を明らかにする。税制改正に対する相続の反応も対象とするのは、人々が自らそのタイミングや額を決めることのできる贈与とそれができない相続との比較を通じて贈与行動と税制の関係について考察するためである。

### 1. 税制改正に対する贈与の反応

まず、贈与による一人当たり取得財産価額の推移を確認する。図表1には、取得財産価額を取得者数で除して求めた一人当たり取得財産価額の推移が示されている<sup>11)</sup>。なお、税制改正（のアナウンス）への贈与の反応に着目する

図表1 贈与の一人当たり取得財産価額

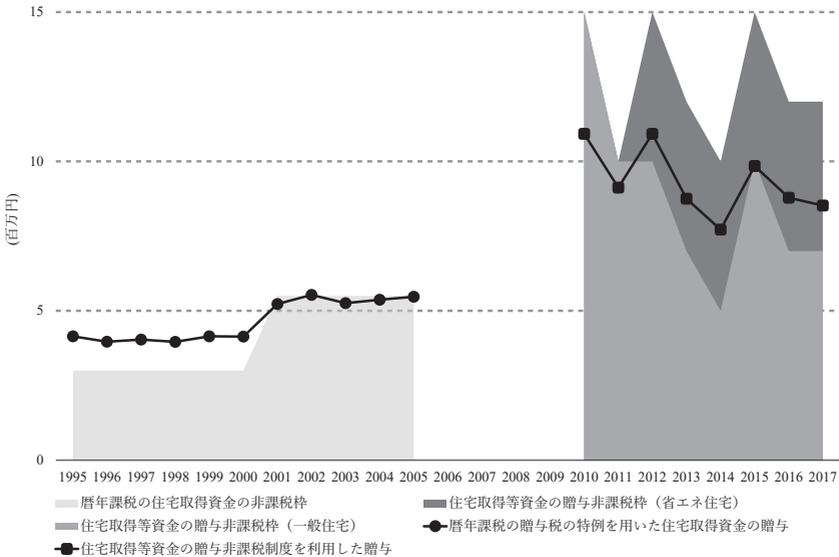


[出所] 国税庁「国税庁統計年報」各年版

ために、図表1には贈与税の基礎控除が60万円から110万円に引き上げられた2001年から相続時精算課税制度が創設された2003年までと、相続税増税が盛り込まれた平成23年度税制改正大綱（2010年12月）の公表翌年の2011年から相続税増税実施前年の2014年まで灰色で影を付けている<sup>12)</sup>。図表1によると、一人当たり取得財産価額は2001年と2003年に大きく増加しており、贈与税の基礎控除引き上げと相続時精算課税制度創設による税負担の減少によって贈与が増えたことが示唆される。また、2012年から相続税増税前年の2014年にかけて一人当たり取得財産価額が増加しているのは、相続税増税のアンウンスの影響の可能性がある。

図表2は住宅取得等資金の贈与額（折れ線グラフ）と非課税枠（面グラフ）の推移を表している。贈与税の暦年課税では、住宅取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件の下で基礎控除の5倍までが非課税となる特例（5分5乗方式）により、2000年までは300万円、2001年から2005年までは550万円まで

図表2 一人当たり住宅取得等資金の贈与額

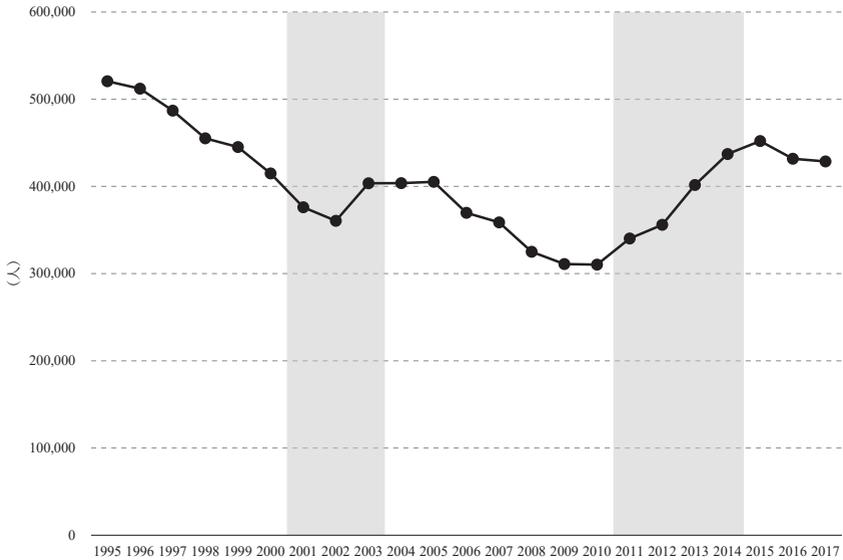


[出所] 国税庁「国税庁統計年報」各年版

が非課税だった（この制度は2005年末で廃止）。その後、2009年に景気対策の一環として500万円の非課税枠が設定され、2010年以降は変動があるものの、500万円以上の非課税枠が維持されている。図表2によると、一人当たり住宅取得等資金額はその非課税枠の増減に強く反応しているように見える。とくに、2001年から2005年の期間は非課税枠をちょうど使い切るような贈与が行われている<sup>13)</sup>。これらのことから、人々は贈与税の負担を考慮して、贈与額の意味決定を行っていることが示唆される。

つぎに、贈与税の課税対象となった資産の取得者数の推移を確認する。図表3に取得者数の推移が示されており、2003年から2005年にかけての取得者数の一時的な増加を除けば、1995年から2010年頃まで減少し、その後2015年まで増加している。2003年から2005年にかけての取得者数の増加は、2003年に創設された相続時精算課税制度を利用した贈与の受取が増えたことが理由と考えられる。また、2010年以降の取得者数の増加は、2015年の相続税増税

図表3 贈与の取得者数



[出所] 図表1に同じ。

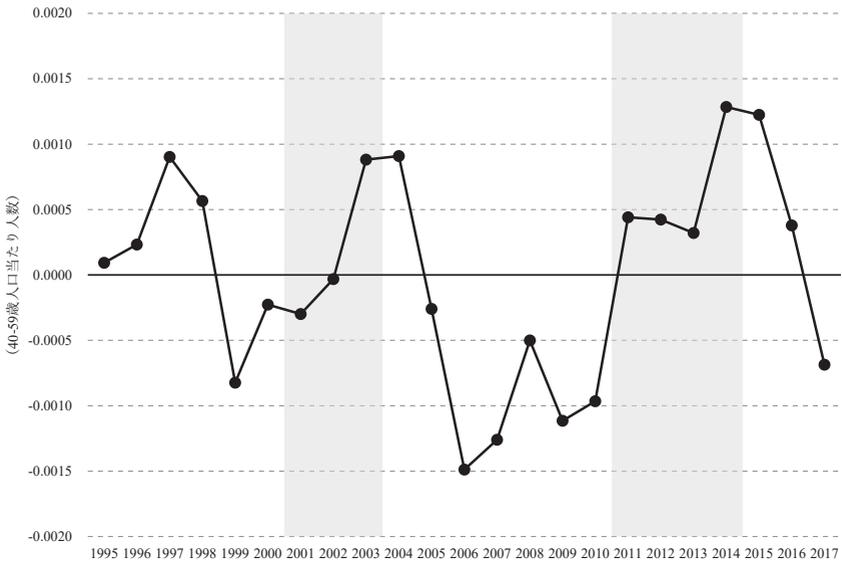
前に相続財産を減らすために贈与を行う人が増えたことが一つの原因だろう。

では、1995年から2010年頃までの取得者数の減少トレンドはどのように説明できるだろうか。ここでは人口動態と資産価格の影響について考えてみたい。まず、人口動態の影響については、少子化が進むことで贈与を受け取る者が自然と減少する。この影響を取り除くために、贈与による財産の取得者数を、総務省が「国勢調査」に基づいて推計した各年の40-59歳人口で除して基準化したところ、減少トレンドはやや緩和されたものの完全に取り除くことはできなかった<sup>14)</sup>。40-59歳人口を用いたのは、親が相続税対策などを目的としてまとまった額の贈与を行うのは年齢が高くなってからであろうと考えたためである。40-59歳人口は、標本期間である1995年以降に減少するが、団塊ジュニア世代(1971-1974年生まれ)が40歳代にさしかかる2010年以降に少し増加するため、この「減少後に増加」する人口の動きによって、贈与取得者数の「減少後に増加」する動きが少し緩和されたと考えられる。

つぎに、資産価格の影響については、贈与が相続税の節税や回避のために行われるなら、資産価格の上昇（下落）局面では、贈与のニーズが増大（低下）するため、贈与による財産取得者数も増加（減少）すると考えられる。すなわち、保有資産の価値が上昇する前に贈与すれば、贈与税と相続税の負担を軽減できる<sup>15)</sup>。そこで、取得者数の動きから資産価格の影響を取り除くために取得者数を40-59歳人口で除した値を、各年の宅地（全国）の公示地価と日経平均株価（終値）に回帰し、その残差を図表4にプロットした<sup>16)</sup>。

図表4では図表3で見られた標本期間前半の取得者数の減少トレンドは見られず、相続時精算課税制度創設のあった2003年とその翌年の2004年、及び相続税増税のアナウンス（2010年12月）翌年である2011年から2016年までの期間に取得者数の残差が0を上回る傾向が見られる。つまり、これらの年については、推定モデルの予測値より実績値が上方に乖離しており、この乖離は人口動態や資産価格の変動では説明できない税制改正の影響を反映してい

図表4 贈与の取得者数の残差

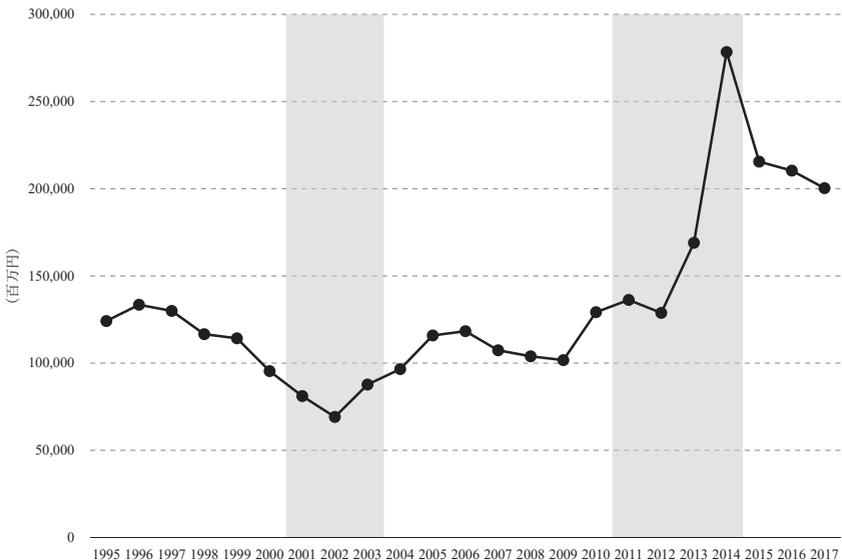


〔出所〕 国税庁「国税庁統計年報」各年版等に基づく著者の推定

と考えられる。2015年の相続税増税については、新たに課税対象となった人々が相続税節税のために贈与を始めた可能性があり、IV節での予想と整合的である。一方、IV節では、2001年と2003年の改正は贈与を受ける人の数には影響を与えないと予想したが、2003年と2004年については残差が0を上回っており、相続時精算課税制度創設が贈与を受ける人の数を増やしたことが示唆される。これは、一度に多額の贈与を行えるようになったことで、贈与する人（及び贈与を受ける人）が増えたことが一因かもしれない。

最後に、贈与税の納付額（過年度分は含まない）の推移が図表5に示されている。これによると、2012年から2014年にかけて納付税額が大きく増えており、相続税増税前に贈与が増えたことが示唆される<sup>17)</sup>。一般には相続税よりも贈与税の負担が重いにもかかわらず課税対象となるほど高額な贈与が増えた理由としては、直面している相続税の限界税率の高い人が贈与によって相続財産を減らすことで税負担を軽減しようとした可能性が考えられる。

図表5 贈与税の納付額



[出所] 図表1に同じ。

図表1から図表5の結果をまとめると、人々は贈与税と相続税の負担の軽重を考慮して、贈与の意思決定を行っていることが示唆される。

## 2. 税制改正に対する相続の反応

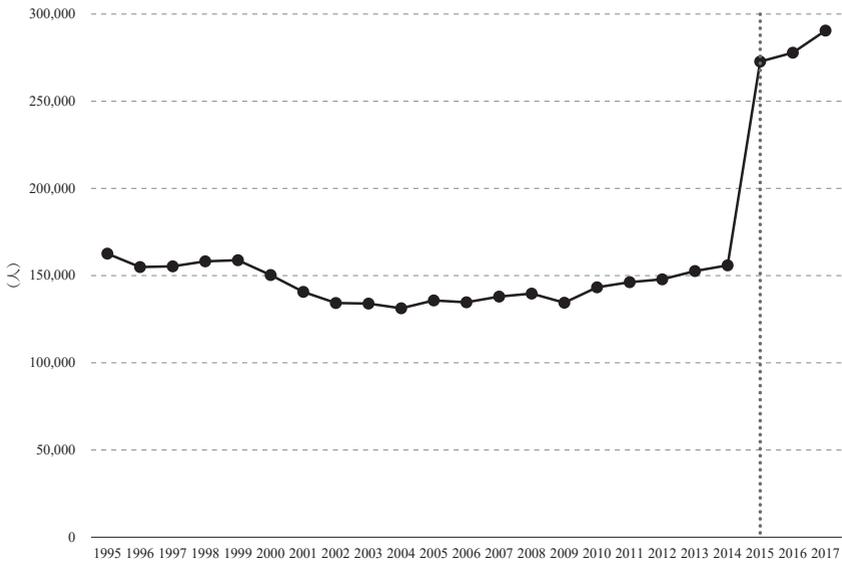
この節では、税制改正に対する相続の反応を分析する。まず、相続税の課税価格を取得者数で除して求めた一人当たり相続価額の推移に着目する。図表6にこの値の推移が示されており、相続税増税が実施された2015年に縦線を引いてある。この図によると、一人当たり相続価額は1995年以降の減少トレンドの後、2015年に大きく下方にジャンプしている。減少トレンドは地価や株価などの資産価格の低下を主に反映しており、2015年のジャンプは相続税の基礎控除引き下げによって課税対象者の範囲が保有資産額の少ない層に広がったことを反映していると考えられる。

つぎに、図表7に相続税の課税対象となった相続財産の取得者数の推移が



[出所] 図表1に同じ。

図表7 相続財産の取得者数

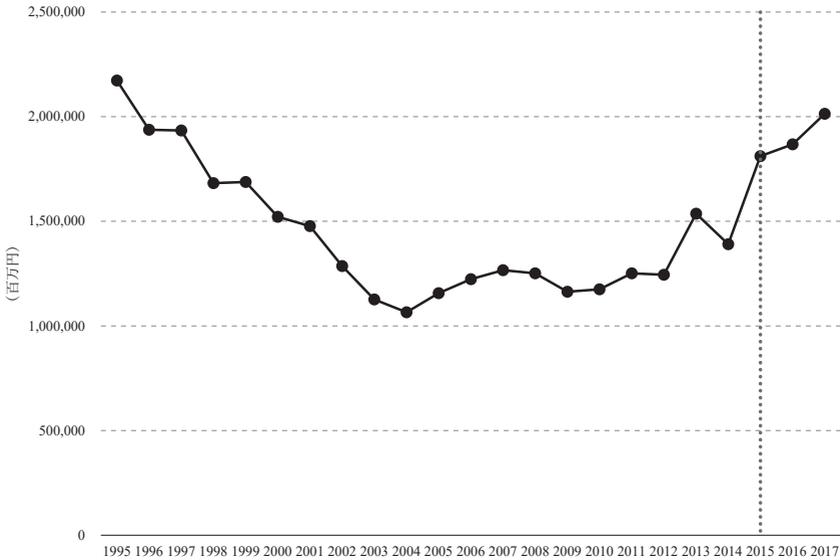


[出所] 図表1に同じ。

示されている。相続税増税前の期間においては取得者数に大きな変動はないが<sup>3</sup>、2015年の相続税の基礎控除引き下げによって大きく増加したことが分かる。相続税増税前の期間の動きを詳細に見ると、取得者数は一定ではなく1995年から2004年にかけて約20%減少し、その後元の水準に戻っている。取得者数は被相続人と相続人の数や資産価格の変動などに影響を受ける。厚生労働省「人口動態統計」によれば、1995年から2017年の間に死亡者数は922,139人から1,340,567人へと約1.5倍となっているが、他方で資産価格（主に地価）は低下を続けていたため、両者の動きが相殺し合って相続税増税前の期間は小幅な動きに留まったと考えられる。

最後に、相続税の納付額の推移が図表8に示されている。これによると、相続税増税によって2014年から2015年にかけて納付税額が大きく増えている。相続税増税前の期間においては、納付税額は減少トレンドを示した後、2012年頃まではほぼ横ばいで2013年に増加が見られる。減少トレンドは資産

図表8 相続税の納付額



[出所] 図表1に同じ。

価格の低下を主に反映していると考えられるが、その後の横ばいの動きと2013年の一時的な増加は資産価格の動きだけでは説明が難しい。他に相続税の納付額に影響を与え得る要因として一人当たり相続額や相続による財産の取得者数の動きが考えられる。そこで、図表6と図表7における2004年以降の各変数の動きを詳細に見ると、納付税額が2004年頃から2012年頃まで小幅な動きを示しつつもほぼ横ばいなのは、一人当たり相続価額の動きを強く反映していることが分かった<sup>18)</sup>。

相続税増税の前後を除くと、贈与と比べて相続は相続価額や財産の取得者数の動きが安定している。これは、タイミングを選べない相続については、人口動態や資産価格の動きが相続額や取得者数の動きに直接的に反映されやすいことが理由と考えられる。逆に、贈与は各変数の動きが比較的複雑であるが、これは人々が贈与のタイミングや額を自分にとって有利になるように選んでいることを反映していることが理由と考えられる。

## VII. 結論

本稿では、世代間資産移転税制が贈与行動に与える影響に関する先行研究の展望と、集計データに基づく分析を行った。まず、先行研究の展望から、遺産税（あるいは相続税）増税は税負担回避のために親から子への贈与を増加させるという実証結果が多くの分析で得られていることが分かった。しかし、同時に、利用可能な贈与の非課税枠を使い切っていない富裕な世帯が多く存在することも指摘されている。つぎに、贈与税と相続税の負担の変化によって贈与行動が変化するかを、「国税庁統計年報」の集計データに基づいて分析した。その結果、2001年の贈与税の基礎控除引き上げ、2003年の相続時精算課税制度の創設、2015年の相続税増税により贈与が増加したという結果が得られた。この結果は、欧米で得られた過去の実証研究の結果とも整合的である。

分析結果から導かれる政策的含意として以下の二点が挙げられる。まず、贈与か相続かの選択に中立的な税制とすることで、早期の贈与を促せる可能性がある。ただし、その規模やそれによって若年層の消費を喚起できるかなどについては別途詳細な検討が必要であろう。つぎに、格差是正や再分配を目的として相続税増税を行う場合、富裕層の租税回避防止を併せて検討する必要がある。そうでなければ、相続税増税は、節税や租税回避に精通していない必ずしも富裕とは呼べない人々の税負担を高めるだけの結果に終わってしまう。

最後に、本稿のデータ分析の限界について述べたい。「国税庁統計年報」は集計データであるため、税制改正が贈与行動に与える因果的影響を必ずしも識別できているとは言えない。なぜなら、本文中でも述べたが、取得財産価額、取得者数、納付税額は税制改正以外にも、資産価格の変動や人口動態の影響を受けて変動するからである。この他、税務当局による税徴収に対する態度や手法の変化、納税者の法令遵守の姿勢などが変化することによって

も上記の各変数の値は変化する可能性がある。これらの影響を厳密に取り除くためには、個票データを用い因果推論の手法に基づいて分析を行う必要がある。

### 注

- 1) 遺産相続への課税方式には日本などで採用されている相続税とアメリカなどで採用されている遺産税の二つがある。親が税支払後に子供が受け取る遺産相続額を考慮して世代間資産移転の額を決定するなら、相続税でも遺産税でも親の行動に大きな違いは無いはずである。
- 2) なお、贈与よりも遺産の方が税負担を軽減できる場合もある。例として、未実現のキャピタルゲインを含む資産が挙げられる。遺産としてこのような資産を受け取れば、被相続人の取得価格が相続時の価格にステップ・アップされ、その時点までのキャピタルゲインに対する課税を回避できる。Poterba (2001) は、キャピタルゲインを含む資産を多く保有している人々が贈与ではなく遺産で資産移転する傾向があるか分析し、予想と整合的な結果を得ている。
- 3) Poterba (2001) で用いられた SCF は横断面データであるため、各世帯が毎年どれくらいの頻度で贈与しているか分からない。したがって、各世帯の調査年以外の年の贈与の状況を知ることはできない。
- 4) Joulfaian and McGarry は、遺産税の負担がそれほど大きくない人にとっては、遺産税を回避するために子に贈与し過ぎると自分の老後の生活費が足りなくなる恐れがあることなどを、遺産税節税のための贈与が活発に行われない理由として挙げている。
- 5) Poterba (2001, p.253) は、保有資産額が大きいほど贈与を行うという結果は、贈与の資産弾力性が正であることを示しているに過ぎない可能性を指摘している。
- 6) Page (2003) は、州レベルの税率の違いを分析に用いてもなお内生性の問題を解決できない可能性を指摘している。多額の資産を子に移転したい人としてくなくない人がいるとすると、前者のタイプが多い州では人々は相続税が低くなるように投票を行い、同時に、子への資産移転を行いたい人が多いため贈与は活発に行われるはずである。すると、相続税率が低い州では贈与が活発に行われるという関係が見られやすくなる。また、たくさん資産移転したい高齢者は相

続税の低い州に引っ越すかもしれず、この場合も低い相続税率の州において贈与が活発という関係が得られやすくなる。このような内生性があると、相続税率が高いと贈与が活発に行われるという関係が見えにくくなってしまう。Bernheim et al. でもほぼ同様の指摘がなされている。

- 7) 三つ目のグループについては、EGTRRA (Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act 2001) による2000年代の段階的な税額控除の増加と2010年に遺産税が一時的に廃止された後の遺産税の復活が贈与行動に影響を与えることが予想される。しかし、EGTRRA がこのグループに与える影響は、このグループに分類される回答者の自分の余命や将来の遺産税負担の変化についての予想に依存する。したがって、このグループの贈与行動の変化について明確な予想を立てるのは難しいと述べられている。
- 8) 2015年の相続税の改正によって相続税の負担が軽減される人がいないとは断定できないものの、軽減されるのはかなり稀なケースである。
- 9) ただし、一定額以上の実物資産を子や孫に渡したいなどの理由で、一度にまとまった額の贈与を行いたい人々は、それまで贈与していなくても基礎控除引き上げや相続時精算課税制度の創設を機に贈与するようになる可能性はある。
- 10) 遺産が奢侈財であることを仮定した構造モデルで高齢者の資産取り崩しや保険加入行動をうまく説明できることが知られていることから (Kopczuk and Lupton, 2007; DeNardi et al., 2010; Ameriks et al., 2011; Lockwood, 2018など)、世代間資産移転を奢侈財と考えることは妥当であろう。
- 11) 本稿の分析では取得財産価額を消費者物価指数で実質化していない値を用いたが、実質化しても以下の議論はほとんど変わらない。贈与税と相続税の基礎控除の額はインフレ率によって調整されないため、名目値の動きに着目する方が基礎控除を考慮した贈与行動の分析として適切と考えられる。
- 12) 平成23年度税制改正大綱に基づく税制改正は衆議院と参議院の多数派が異なる当時の政治状況や東日本大震災の発生などにより大部分が実施を見送られることとなったが、相続税増税は新聞やニュースなどで広く報道された。その後、平成25年度税制改正大綱に基づいて2015年からの相続税増税が2013年に正式に決定された。
- 13) みずほ総合研究所 (2010) では、暦年課税の贈与税の特例を用いた住宅取得資金の非課税枠が2005年で廃止されることが決まっていたため、贈与の「駆け

込み効果」により2003年から2005年にかけて贈与件数の増加が見られたことが指摘されている。図表2で2001年以降に贈与の非課税枠を使い切る動きが見られるのは、この「駆け込み効果」を一部反映している可能性がある。

- 14) 贈与によって財産を取得した人数は1995年から2010年にかけて約52万人から約31万人へと約40%減少するが、取得者数を40-59歳人口で除しても同期間の減少幅は約35%にしかない。
- 15) たとえば、将来の大幅な値上がりが予想される時価100万円、取得価額50万円の資産を贈与しても、贈与税はゼロである。しかし、贈与せずに相続に回すと、値上がり後の資産額に対して相続税が課され、さらに、相続人がそれを売却する時には取得価額50万円からの値上がり分に対する譲渡所得税が課される。したがって、大幅な値上がりが予想される資産については、早めに贈与することで贈与・相続による税負担の合計額を軽減または回避することができる。
- 16) 回帰分析の結果は、公示地価と日経平均株価の係数はともに1%水準で統計的に有意に正、自由度修正済み決定係数は0.6648である。
- 17) 贈与税の納付額を被説明変数、公示地価、日経平均株価、40-59歳人口を説明変数とする回帰分析（自由度修正済み決定係数は0.5990）によると、2014年の実績値が推定モデルの予測値を約900億円上回っている。これは資産価格や人口動態では説明できない納付税額の動きであり、この一部は相続税増税前の駆け込み贈与を反映していると考えられる。
- 18) 図表8の納付税額の動きが図表6の一人当たり相続価額の動きを反映していることは図表8からは分かりにくいかもしれない。しかし、縦軸のスケールを変えると、2004年頃から相続税増税前まで両者の動きが強く相関していることが見て取れる。

### 参考文献

- 野村容康, (2020), 「相続税改革と家計の貯蓄行動一個票データに基づく効果分析一」, 「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」最終報告書（前編）
- みずほ総合研究所, (2010), 「贈与税の非課税枠拡大は内需活性化の切り札となるか」, みずほレポート（2010年2月15日発行）
- Ameriks, John, Andrew Caplin, Steven Lauffer, and Stijn Van Nieuwerburgh (2011)

- “The Joy of Giving or Assisted Living? Using Strategic Surveys to Separate Public Care Aversion from Bequest Motives,” *Journal of Finance*, Vol. 66, No. 2, pp.519–561.
- Bernheim, Douglas B., Robert J. Lemke and John Karl Scholz (2004), “Do Estate and Gift Taxes Affect the Timing of Private Transfers?” *Journal of Public Economics*, Vol. 88, No. 12, pp.2617–2634.
- Casi, Elisa, Christoph Spengel, and Barbara M.B. Stage (2020), “Cross-Border Tax Evasion After the Common Reporting Standard : Game Over?” *Journal of Public Economics*, Vol. 190, pp.1–22.
- Cremer, Helmuth and Pestieau, Pierre (2006), “Wealth Transfer Taxation : A Survey of the Theoretical Literature,” In Serge-Christophe Kolm and Jean Mercier Ythier (eds), *Handbook of the Economics of Giving, Altruism and Reciprocity*, Vol. 2, North-Holland : Elsevier.
- De Nardi, Mariacristina, Eric French, and John B. Jones. (2010), “Why Do the Elderly Save? The Role of Medical Expenses.” *Journal of Political Economy*, Vol. 118, No. 1, pp.39–75.
- Gale, William G. and Maria G. Perozek (2001), “Do Estate Taxes Reduce Saving?” In *Rethinking Estate and Gift Taxation*, William G. Gale, James R. Hines Jr. and Joel Slemrod (eds), Brookings Institution Press.
- Glogowsky, Ulrich (2021), “Behavioral Responses to Inheritance and Gift Taxation : Evidence from Germany,” *Journal of Public Economics*, Vol. 193, pp.1–15.
- Goupille-Lebret, J. and Jose Infante (2018), “Behavioral Responses to Inheritance Tax : Evidence from Notches in France,” *Journal of Public Economics*, Vol. 168, 21–34.
- Holtz-Eakin, Douglas and Donald Marples (2001), “Distortion Costs of Taxing Wealth Accumulation : Income Versus Estate Taxes,” *NBER Working Paper* No. 8261.
- Jappelli, Tullio, Mario Padula and Giovanni Pica (2014), “Do Transfers Taxes Reduce Intergenerational Transfers?” *Journal of the European Economic Association*, Vol. 12, No. 1, pp.248–275.

- Johannesen, Niels, and Gabriel Zucman (2014), "The End of Bank Secrecy? An Evaluation of the G20 Tax Haven Crackdown," *American Economic Journal : Economic Policy*, Vol. 6, No.1, pp.65–91.
- Joulfaian, David (2006), "The Behavioral Response of Wealth Accumulation to Estate Taxation : Time Series Evidence," *National Tax Journal*, Vol. 59, No. 2, pp.429–444.
- Joulfaian, David, and Kathleen McGarry (2004), "Estate and Gift Tax Incentives and Inter Vivos Giving," *National Tax Journal*, Vol. 57, No. 2, pp.429–444.
- Kopczuk, Wojciech (2013), "Taxation of Intergenerational Transfers and Wealth," In Alan J. Auerbach, Raj Chetty, Martin Feldstein and Emmanuel Saez (eds), *Handbook of Public Economics*, Vol. 5, North-Holland : Elsevier.
- Kopczuk, Wojciech and Joel Slemrod (2001), "The Impact of the Estate Tax on the Wealth Accumulation and Avoidance Behavior of Donors," In *Rethinking Estate and Gift Taxation*, William G. Gale, James R. Hines Jr. and Joel Slemrod (eds), Brookings Institution Press.
- Kopczuk, Wojciech and Joseph Lupton (2007), "To Leave or Not to Leave : The Distribution of Bequest Motives," *Review of Economic Studies*, Vol. 74, pp.207–235.
- Lockwood, Lee M. (2018), "Incidental Bequests and the Choice to Self-Insure Late -Life Risks," *American Economic Review*, Vol. 108, No. 9, pp.2513–2550.
- McGarry, Kathleen (2000), "Behavioral Responses to the Estate Tax : Inter Vivos Giving," *National Tax Journal*, Vol. 53, No. 4, pp.913–932.
- Menkhoff, Lukas, and Jakob Mieth (2019), "Tax Evasion in New Disguise? Examining Tax Havens' International Bank Deposits," *Journal of Public Economics*, Vol. 176, pp.65–91.
- Niimi, Yoko (2019), "The Effect of the Recent Inheritance Tax Reform on Bequest Behavior in Japan," *Fiscal Studies*, Vol. 40, No. 1, pp.45–70.
- Page, Benjamin R. (2003), "Bequest Taxes, Inter Vivos Gifts, and the Bequest Motive," *Journal of Public Economics*, Vol. 87, No. 5–6, pp.1219–1229.
- Poterba, James (2001), "Estate and Gift Taxes and Incentives for Inter Vivos Giving in the US," *Journal of Public Economics*, Vol. 79, No. 1, pp.237–264.